

東京都北多摩南部地域保健医療推進プランとは

(プラン P5、132)

◇プランの位置づけ

圏域における保健医療の現状と課題を明らかにして、取組目標を設定し、保健所、市、保健医療福祉に関する関係機関・団体等が住民参加を促進しながら、連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進していくための包括的な計画

◇プランの性格

- ・保健所・市における保健医療施策推進の目標
- ・関係機関・団体等における活動の方針
- ・住民の自主的・積極的な活動の方向性

◇プランの構成

全24項目、24の指標を設定

◇プランの実施主体

保健所、市、関係機関・団体等

◇計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

◇関係する東京都の計画

- ・東京都保健医療計画
- ・東京都健康推進プラン21（第三次）等

プランの進行管理・評価

(プラン P133)

◇北多摩南部地域保健医療協議会

協議会で協議する事項は以下のとおり

- ①地域保健医療対策の総合的な推進に関する事項
- ②地域保健医療推進プランの策定、推進及び評価に関する事項
- ③保健・医療・福祉の連携に関する事項
- ④保健所の運営に関する事項
- ⑤その他保健医療対策の充実に関し必要な事項

◆進行管理・評価

- ・協議会でプランの各分野の取組・指標を定期的に把握
- ・中間年度及び最終年度に達成状況を評価

北多摩南部地域保健医療推進プラン(令和6年度～令和11年度) 進行管理イメージ

